

## 令和7年度早期退職に係る募集実施要項

鶴岡市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

### 1 退職すべき期日

令和8年3月31日

### 2 募集する人数

募集する人数は、50人とする。

### 3 募集の期間

令和7年6月1日から令和7年6月30日まで

### 4 募集の対象となる職員の範囲

一般職に属する職員（以下「職員」という。）のうち、次の2つの要件を満たす者

- (1) 退職の日において、45歳以上であること（医師については50歳以上）
- (2) 勤続期間が20年以上であること※

※山形県市町村職員退職手当支給条例第12条から第15条までの規定により算出された勤続期間が20年以上であること

### 5 応募又は応募の取り下げに係る手続き

下記書類に必要事項を記入の上、総務部職員課長へ提出すること

- (1) 応募する職員

「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第1号）

- (2) 応募を取り下げる職員

「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申出書」（様式第2号）

### 6 認定をし、又はしない旨の決定の通知の予定時期

令和7年11月末日までに通知する予定

### 7 応募することのできない職員

- (1) 臨時的に任用される職員その他任期を定めて任用される者
- (2) 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員

## 8 認定をしない旨の決定をする場合

- (1) 募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた職員
- (3) 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## 9 退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ

認定後に生じた事情により、認定を受けた職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

## 10 認定が効力を失うとき

- (1) 懲戒免職等の処分を受けて退職したとき
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職等をしたとき
- (3) 退職後に引き続き職員となった場合において、退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき
- (4) 募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は退職すべき期日に退職しなかったとき
- (5) 懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けたとき
- (6) 応募を取り下げたとき

## 11 退職手当の優遇措置

- (1) 支給率は勤続年数に応じて定年退職の場合と同率
- (2) 退職時の給料月額について、旧定年前1年につき3%（但し、年度末年齢59歳、医師については64歳まで）の加算  
※年度末年齢60歳（医師については65歳）は、定年退職と同様の支給額となるため、加算なし

## 12 その他

- (1) 応募が認定（該当者には通知）された場合、別途、退職願の提出が必要
- (2) 応募を取り下げる場合は、職員採用数に影響するため、「早期退職希望者の募集に係る応募取り下げ申出書」（様式第2号）を速やかに提出すること

## 13 問合せ先

申請等に係る手続き及び問合せ先は、総務部職員課とする。